第3回 多摩市公契約制度審查委員会 会議録

1 開催日時及び会場

平成23年9月26日(月) 午後3時から 302会議室

2 出席者(5名)

出 席 者 古川委員長、脇田副委員長、黒木委員、井上委員、志村委員 (欠席:なし)

事務局 會田総務契約課長、鍋村契約係長

3 会議録署名委員

第3回会議録署名委員 脇田副委員長 井上委員

4 審議内容

・案件1 「委託・指定管理に関することについて」

資料説明 (脇田副委員長が説明を行った。)

- ・生活保護基準は採用しないこと
- ・一定の業種に児童厚生員(学童クラブ)も対象とする
- ・指定管理者も適用範囲とすること
- ・総合評価制度も含めた入札改革
- ・条例 (素案) 第3条の文言追加
- ・条例(素案)第8条の文言追加

委員長 業務委託における賃金水準はどこに設定するのか?生活保護基準ではなく、東京都人事委員会勧告等を参考とすべきという意見ですが?

事務局 東京都賃金と多摩市賃金は同一である。

委 員 生活保護法の制定目的と公契約条例の最低賃金とは全く考え方 が違う。

委員長 川崎市が生活保護基準を採用した理由は、大阪市で生活保護費を下回るダンピング受注で最低賃金との差額を生活保護申請した事件があり、こういうことは行政のあり方としておかしいのでせめてそのような事態が生じないように設定をした。 使用者側は、官民の格差が広がりすぎると二重の賃金水準が生じることになるが、それでも構わないと割り切れるのか?

- 委 員 生活保護基準と東京都職員との給料表との時給額の差額は大したことはないが、積み重なると大きなものになる。
- 委員長 生活保護基準のようなものならば作らない方がよいと思っているのか?無いよりはあったほうがよくもっと上積すべきと思っているのか?
- 委員 もっと上積すべきと思っている。
- 委 員 理念としてはよいが、市が対応できるのか? 市が対応できるのであればそれに越したことはない。
- 委員制定するからには発注側としての責任もある。
- 委員長 市側としては、議会や住民に納得できる数字として説明できる のかどうかである。

生活保護基準という記載の仕方でよいのか又できるだけ高く行 政側と折り合いの付く金額でなければならない。

委託契約の範囲に学童クラブも対象にしてほしいということだが?

- 事務局 学童クラブについては、前回配布した資料「調査検討委員会に おいて方向性の定まった事項」の子育て支援業務に含まれてい る。
- 委員長 指定管理者については、条例素案に明記されていないが?
- 事務局 明記はされていない。特に必要があると認めるものとして読取 ると判断した。文言の整理は必要となる。
- 委員長 指定管理は契約ではなく、行政処分であるので、努力義務化等 何らかの工夫が必要となる。

条例に総合評価制度の条項を記載するということか?

- 事務局 総合評価方式は平成20年度より試行実施しているが、災害協 定等による地域貢献、男女共同参画、障害者の雇用状況等につ いては、評価項目に含まれている。
- 委員長 現状では、工事についてのみ実施をしているようだが、条例化 しなくでも行政側の裁量でできる。

条例に規定はせずに、透明性を高め、範囲を広げ、推進すべき との意見を付記することは可能と思う。

- 委員 工事だけではなく、委託も含めた意見としたい。
- 委員長 委託を含めた検討を市に要望をする。

市と受注者との関係性について条文中に表記することですが?

- 委員協働のパートナーとしていくことを位置づけることである。
- 委員長 対等を強調するのであれば、条文の組立ての工夫が必要である。 継続雇用についてだが、野田市は条文化されていて、尼崎市の 原案には記載がされていた。
- 委員優先的に雇用することまで強制できるのか?
- 委員 努力義務的な記載が限度ではないか

委員長 優先的という文言ではなく、できるだけ使用者に努力するよう 別な表現を考える必要がある。

委員 委託について60歳以上の対応はどうするのか?

事務局 指定管理制度の駐輪場が高齢者を雇用して状況である。

委員長 60歳以上については、本日の段階では、意見はないとする。

委 員 月給制で支払っている場合は、時給に換算するのか?

委員長 時給に換算する方法については、次回の重要なテーマになる。